社会福祉法人栄世会

理事、監事、評議員、及び評議員選任解任委員の報酬等 並びに弁償費に関する規程

第1条(目的)

この規程は社会福祉法人栄世会(以下法人)理事、監事、評議員、及び評議員選任解任委員の報酬等並びに弁償費について定める。

第2条(弁償費の支給)

理事、監事、評議員、及び評議員選任解任委員が、次の会議に出席したときは、【別表 1】 により弁償費を支払うことができる。

- 理事会、評議員会への出席
- 監事による定期又は臨時の監査
- 評議員選任解任委員会への出席

第3条 (理事、監事に対する報酬)

理事、監事が次の業務を行ったときは【別表 2】により報酬を支払うことができる。

- 行政機関による監査の立ち合い及び資料作成
- 研修会への参加及び視察業務
- 借入金の申請及び返済に伴う業務
- 理事長が必要と認めた業務

第4条(常勤理事の報酬)

常勤の理事に対して【別表 3】により報酬を支払うことができる。ただし、地位にあることのみによっては支給せず、法人業務の実態に応じて、その額を評議員会で決定する。

2. 職員を兼務する理事には給与規定により職員給与を支給する。

第5条(退職金)

職員を兼務する理事が退職し、又は死亡したときは退職金を支給する。

- 2. 前項に規定する退職金の額は直近 12 ヶ月の基本給月額の平均額に、勤続年数に応じた給付率を乗じて得た額とする。なお、算出された退職金支給額に 10,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- 3. 前項の給付率及び支給限度額は【別表4】による。

第6条(退職金の増額)

特に功労のあった者には評議員会の承認を得て支給限度額の範囲内で増額することがで

きる。

第7条(その他)

前各条に定めのないものでも、状況により支給の必要あるときは、理事長がその都度決定する。

付則

この規程は、平成28年12月10日より施行する。

ただし、評議員にかかる条項は平成29年4月1日から適用する。